

令和元年農林水産省告示第480号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に
該当するかどうかの基準を定める件）の一部改正案について

1. 経緯

農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）においては、法第4条第1項第5号の「農薬を使用するときは、使用に際し、法第3条第2項第4号の被害防止方法を講じた場合においてもなお人畜に被害を生ずるおそれがあるとき」に該当すると認めるときは、農薬の登録を拒否しなければならないものとされており（法第4条第1項）、同項第5号に該当するかどうかの基準については、農林水産大臣が定めて告示することとされている（同条第2項）。

当該基準は、化学農薬を念頭に令和元年農林水産省告示第480号において、農薬の使用に際し、被害防止方法を講じた場合においても、農薬使用者に対する暴露量が、当該農薬の毒性に関する試験成績に基づき農林水産大臣が定める基準に適合しないものとなること（第1号）及び蜜蜂に対する暴露量が、当該蜜蜂に対する影響に関する試験成績に基づき当該蜜蜂の群の維持に支障を及ぼすおそれがある程度の量であると認められるものとなること（第2号）と規定されている。

法第2条第2項に規定されている天敵（天敵農薬及び微生物農薬の総称）は、生物が生きた状態で含有されている農薬である。このため、天敵の登録審査に当たっては、当該生物が人畜に対して病原性又は刺咬等の攻撃性を有する可能性がある等の生物学的性質を踏まえ、人畜への影響評価を行う必要があることから、今般、同告示を別紙のとおり一部改正し、基準を新たに追加するにあたり、農業資材審議会の意見を伺う。

2. 設定のポイント

- （1）微生物農薬については、当該農薬の有効成分である微生物及び混入し得る微生物（以下「微生物等」という。）が、人畜に対して病原性を有する可能性又は感染性を有し、有害な影響を及ぼす特性を有する可能性がある。また、天敵農薬については、当該農薬の有効成分である天敵生物及び餌生物（以下「天敵生物等」という。）が、人畜に対して病原性を媒介する可能性又は刺咬等の攻撃性を有する可能性がある。

これらの生物学的性質を踏まえ、以下の基準を新たに追加する。

- ア 農薬使用者及び家畜（蜜蜂を除く。）に関する基準（令和元年農林水産省告示第480号の一部を改正する告示案（以下「改正告示案」という。）第2号）

天敵の使用に際し、被害防止方法を講じた場合においても、当該天敵の人に対する影響に関する試験成績、家畜（蜜蜂を除く。）に対する影響に関する試験成績その他農林水産大臣が必要と認める資料に基づき、微生物等又は天敵生物等に起因して農薬使用者又は家畜（蜜蜂を除く。）が疾病にかかり、又は傷害を受けるおそれがあると認め

られることを基準とする。

イ 蜜蜂に関する基準（改正告示案第 4 号）

天敵の使用に際し、被害防止方法を講じた場合においても、当該天敵の蜜蜂に対する影響に関する試験成績に基づき、微生物等又は天敵生物等に起因して蜜蜂が疾病にかかり、又は傷害を受けることにより、当該蜜蜂の群の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることを基準とする。

- （2）微生物等が産生する代謝物及び天敵生物等の分泌物については、化学農薬と同様のリスク評価を行うため、現行の令和元年農林水産省告示第 480 号第 1 号及び第 2 号に規定する基準に準じて評価する（改正告示案第 1 号及び第 3 号）。

3. 今後の予定

パブリックコメントを経て、令和 6 年 4 月 1 日に公布予定（公布の日から施行）。

- 令和元年農林水産省告示第四八十号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）の一部改正案

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第四条第二項（同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和元年農林水産省告示第四百八十号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
# 一 当該農薬の使用に際し、法第三条第二項第四号（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の被害防止方法を講じた場合においても、農薬使用者に対する暴露量が、当該農薬の毒性に関する試験成績に基づき農林水産大臣が定める基準に適合しないものとなること。 二 <u>当該農薬が、法第二条第二項の規定により農薬とみなされた天敵であり、かつ、当該農薬の使用に際し、法第三条第二項第四号の被害防止方法を講じた場合においても、当該農薬の人に対する影響に関する試験成績、家畜（蜜蜂を除く。以下この号において同じ。）に対する影響に関する試験成績その他農林水産大臣が必要と認める資料に基づき、当該農薬に含有する天敵その他の生物に起因して農薬使用者又は当該家畜が疾病にかかり、又は傷害を受けるおそれがあると認められること。</u>	# 一 当該農薬の使用に際し、法第三条第二項第四号（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の被害防止方法を講じた場合においても、農薬使用者に対する暴露量が、当該農薬の毒性に関する試験成績に基づき農林水産大臣が定める基準に適合しないものとなること。 （新設）

二 当該農薬の使用に際し、法第三条第二項第四号の被害防止方法を講じた場合においても、当該農薬の家畜（蜜蜂に限る。以下同じ。）に対する暴露量が、当該家畜に対する影響に関する試験成績に基づき当該家畜の群の維持に支障を及ぼすおそれがある程度の量であると認められるものとなること。

四 当該農薬が、法第二条第二項の規定により農薬とみなされた天敵であり、かつ、当該農薬の使用に際し、法第三条第二項第四号の被害防止方法を講じた場合においても、当該農薬の家畜に対する影響に関する試験成績に基づき、当該農薬に含有する天敵その他の生物に起因して当該家畜が疾病にかかり、又は傷害を受けることにより、当該家畜の群の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められること。

二 当該農薬の使用に際し、法第三条第二項第四号の被害防止方法を講じた場合においても、当該農薬の家畜（蜜蜂に限る。以下この号において同じ。）に対する暴露量が、当該家畜に対する影響に関する試験成績に基づき当該家畜の群の維持に支障を及ぼすおそれがある程度の量であると認められるものとなること。

（新設）

(参考) 農薬取締法 (昭和 23 年法律第 82 号) (抄)

(定義)

第二条 この法律において「農薬」とは、農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみ、草その他の動植物又はウイルス（以下「病害虫」と総称する。）の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤その他の薬剤（その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む。）及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤（肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第二条第一項に規定する肥料を除く。）をいう。

2 前項の防除のために利用される天敵は、この法律の適用については、これを農薬とみなす。

3・4 （略）

(農薬の登録)

第三条 （略）

2 前項の登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書及び農薬の安全性その他の品質に関する試験成績を記載した書類その他第四項の審査のために必要なものとして農林水産省令で定める資料を提出して、これをしなければならない。この場合において、試験成績のうち農林水産省令で定めるもの（以下「特定試験成績」という。）は、その信頼性を確保するために必要なものとして農林水産省令で定める基準に従って行われる試験（以下「基準適合試験」という。）によるものでなければならない。

一～三 （略）

四 人畜に有毒な農薬については、その旨、使用に際して講ずべき被害防止方法及び解毒方法

五～十三 （略）

3～9 （略）

(登録の拒否)

第四条 農林水産大臣は、前条第四項の審査の結果、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項の登録を拒否しなければならない。

一～四 （略）

五 当該農薬を使用するときは、使用に際し、前条第二項第四号の被害防止方法を講じた場合においてもなお人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

六～十一 （略）

2 前項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準は、農林水産大臣が定めて告示する。

3 (略)

(農業資材審議会)

第三十九条 農林水産大臣は、第二条第一項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、第三条第一項の登録をしようとするとき（同条第三項に規定する場合を除く。）、第四条第二項（第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の基準を定め、若しくは変更しようとするとき、第七条第七項（第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定により変更の登録をしようとするとき（農業資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合を除く。）、第九条第二項若しくは第三項（これらの規定を第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定により変更の登録をし、若しくは登録を取り消そうとするとき、第十八条第二項の農林水産省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、第三十一条第三項に規定する農薬の検査方法を決定し、若しくは変更しようとするとき、又は第三十四条第一項の登録をしようとするとき（同条第六項において準用する第三条第三項に規定する場合を除く。）は、農業資材審議会の意見を聴かなければならない。

2・3 (略)